

《よくあるご質問》

(Q1) 認可保育園を第一希望のA園のみで申請しました。結果、その保育園に入れなかったので届出保育所に通わせながら、A園が空くのを待つことにしました。この場合、補助の対象になりますか？

⇒ ご質問の場合、第一希望のA園が空いていなければ、希望を出されていない他のBCD園が空いていてもご案内しません。ただし、A園が空いていなくても、他のBCD園のいずれかに空きがありお受入れ可能な場合は、保護者が届出保育施設を選択して通っているとみなし、補助の対象にはなりません。

※平成 29 年度までは全年齢・全施設で待機が発生していたため、全年齢が補助対象となっていました。本年度については、年齢によってはまだ空きがある状況です。

そのため、どこかの園で空きがある年齢のお子様については補助の対象になりません。

(Q2) 認可保育園を子ども2人分(1歳児・3歳児)申請しました。結果、3歳児は内定しましたが1歳児は待機になったので、2人とも届出保育所に通わせながら、2人が同時に入れるまで認可保育園の空きを待つことにしました。この場合、2人とも補助の対象になりますか？

⇒ ご質問の場合、1歳児のお子さまは補助対象となりますが、3歳児のお子さまは、ご案内できる園があるにも関わらず届出保育施設を選択して通われますので補助の対象にはなりません。

(Q3) 助成額はどのように計算しますか？

⇒ 助成額は、届出保育施設の月額保育料から認可保育園に入所した場合の月額保育料を引いた金額となります。

認可保育園の保育料は、ご両親の町民税所得割額それぞれを合算した金額と、その年度の4月1日時点のお子さまの年齢を「須恵町保育所等徴収基準額表」に当てはめて算出します。届出保育施設の保育料はその施設により異なります。例えば、1歳児のお子さまで、届出保育施設の月額保育料が54,000円、認可保育園に通った場合の月額保育料が30,000円の場合、
 $54,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円} = 24,000 \text{ 円}$ 24,000円がひと月の助成額になります。

(Q4) 助成金はどうにももらえるのですか？

⇒ まず、利用されている届出保育施設の保育料を毎月納めていただき、各対象月の提出期限内に申請をしていただいた後、差額が助成金として振り込まれます。(助成時期は表面の「助成額など」を参照してください。)

(Q5) 認可保育園に通う4歳児と届出保育所に通う1歳児がいます。1歳児の助成金の計算はどのようになりますか？

⇒ 1歳児のお子さんについては、もし認可保育園に通った場合は第二子扱いとなりますので、第二子の保育料と届出保育所の保育料を比べ届出保育所の保育料の方が高ければその差額が助成額となります。

※ご両親の課税額により保育料の階層や第二子の数え方が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。